

とっとり安心ファミリーシップ制度により日南町が行う行政サービス

「日南町とっとり安心ファミリーシップ制度に関する取扱要綱」より（令和5年10月1日現在）

	手続き等	サービス内容	担当課
暮らし・手続き等	住民票	続柄を「縁故者」とすることができる。 住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員としてできる。	住民課
	町営住宅の入居	町営住宅にパートナーと入居申請ができる。	建設課
	国民健康保険制度	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。	住民課
	後期高齢者医療保険制度	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。	住民課
	町税に関する証明	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。	住民課
	課税状況等の照会	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。	住民課
	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産税の課税内容の照会	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。	住民課
	納税証明の交付申請	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。	住民課
	空き家リフォームに関する補助金	補助金を利用することができる。	地域づくり推進課
	空き家解体撤去に関する補助金	補助金を利用することができる。	住民課
	生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる。	福祉保健課
	生活困窮者自立支援事業	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる。	福祉保健課
	個人情報開示請求	亡くなったパートナー、委任状を提出できないパートナーの個人情報の開示請求ができる。	総務課
埋火葬の許可申請	パートナーが埋火葬の許可申請できる。	住民課	
障がい者福祉	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	重度の身体障害者などの方と生計同一者の場合は申請ができる。	住民課
	日常生活用具給付	パートナーが代理申請できる。	福祉保健課
	障がい者住宅改造費補助	補助金の申請について、二人が同居する場合は同一世帯とみなす。	福祉保健課
高齢者福祉	日常生活支援（家族介護用品支給など）	おむつを使用している在宅の高齢者を介護しているパートナーは家族として申請できる。	福祉保健課
	緊急通報装置	パートナーが代理申請できる。	福祉保健課
	要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様にパートナーからも申請ができる。	福祉保健課
	高齢者等住宅改良費補助	補助金の申請について、二人が同居する場合は同一世帯とみなす。	福祉保健課
	家族介護教室	高齢者を介護しているパートナーと家族として扱う。	福祉保健課

制度の詳細は役場総務課へ、各サービスの内容の詳細は担当課へお問い合わせください。

- 総務課 TEL:82-1111 ●住民課 TEL:82-1112 ●建設課 TEL:82-1113 ●地域づくり推進課 TEL:82-1115
- 福祉保健課 TEL:82-0374

10月1日開始 とっとり安心ファミリーシップ制度

鳥取県では、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、「とっとり安心ファミリーシップ制度」が設けられました。



とっとり安心ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ（※）のカップルが、相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していきます。

※性的マイノリティ

性的マイノリティとは、性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいいます。

この制度の利用をお考えのみなさんへ

●届出をすることができるカップル

次のいずれにも該当する性的マイノリティのカップルが対象です。

1. 双方が民法に規定する成年に達していること。（18歳以上）
2. 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。）がいないこと。
3. 双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
4. 相手方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）でないこと。
※ただし、養子縁組によって近親者となった方は除きます。
5. 双方もしくはいずれか一方が県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること。

●届出の方法

電子申請・郵送・持参で受け付けています。

届出を受理したのち、届出受理証明書を（希望者には携帯用カードも併せて）交付します。

【必要書類】

- ・とっとり安心ファミリーシップ届出書（鳥取県ホームページからダウンロードしてください）
 - ・住民票の写し
 - ・本人確認書類（運転免許証等）
 - ・婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本等）
 - ・届出者の顔写真（3か月以内に撮影したもの）※届出書を持参される場合は不要です。
- 子や親を含む届出の場合や、通称名を利用する場合は、さらに書類が必要となります。詳しくは、鳥取県ホームページをご確認ください。

電子申請はこちらから



●利用できる・利用しやすくなる行政サービス

届出受理証明書（携帯用カード含む）の提示等により、行政サービスが利用しやすくなります。日南町においても、次ページの行政サービスが利用できます。

届出書類の入手方法や利用できるサービスなど、詳しくは鳥取県ホームページ（右のQRコード）をご覧ください。

【問合せ】鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課 TEL:0857-26-7121

